

令和3年度 第1回木更津市地域自立支援協議会全体会議録

日 時：令和3年5月25日（火）14：00～14：50

場 所：木更津市役所朝日庁舎 会議室A1、A2

出席者：野中委員（身体障害者福祉会）、石川委員（手をつなぐ親の会）、
鈴木委員（木更津市社会福祉協議会）、樫東委員（民生委員児童委員協議会）、
河東委員（コスモス成年後見サポートセンター）、及川委員（ケアセンターさつき）、
高橋委員（かずさ萬燈会）、藤原委員（のゆり会）、遠藤委員（居宅介護連絡会）、
平野委員（木更津警察署）、大出委員（君津健康福祉センター）、
藤本委員（木更津公共職業安定所）、藤原委員（消防本部）、
大岩委員（危機管理課）、鳥畑委員（土木課）、佐藤委員（住宅課）、
大倉野委員（健康推進課）、草刈委員（子育て支援課）、中原委員（高齢者福祉課）、
石井委員（自立支援課）、今井委員（学校教育課）、渡辺委員（君津特別支援学校）、
鶴岡委員（商工会議所）、寺本委員（ろうあ協会）、志渡委員（つくし会）
※専門部会 高橋部会長（就労生活支援部会）、中頭部会長（こども部会）、
土田部会長（啓発交流部会）
※事務局 鈴木（福祉部）、西野、矢原、磯村、荒添（障がい福祉課）、
福原（ほっと）

欠席者：島津委員（君津ふくしネット）、内海委員（みづき会）、中村氏（日中活動連絡会）、
関根委員（木更津病院）、鈴木委員（袖ヶ浦さつき台病院）、
橘川委員（きっかわクリニック）、小熊委員（君津児童相談所）、
古山氏（視覚障害者福祉協会）

記 録：福原（ほっと）

1. 開会

- ・資料確認、①次第、②委員名簿、③「自立と、共に支えあうまち・きさらづ」、④議題
- 2. 令和3年度専門部会活動計画（案）について、⑤報告1. 日中サービス支援型共同生活援助における市町村協議会等への報告について（確認）、⑥第5次きさらづ障がい者プラン（冊子）
- ・全体会議の成立（委員定数33名、本日の出席25名、欠席8名）

2. 委員紹介

3. 協議

議題1. 会長・副会長の選出について

会長及び副会長は委員の互選により定めるものとし立候補・推薦を伺う。石川委員から会長に野中委員の推薦があり承認される。野中会長が副会長に鈴木委員を指名し承認され

る。

○会長挨拶

前回に引き続き会長職の重責を任されることになった木更津市身体障害者福祉会の野中です。委員の皆様には、多忙のところ、また、コロナ禍にも関わらず本協議会の出席を深く感謝する。

さて、本会は、障がいのある方々はもちろんのこと、保護者あるいは介護者の方々が、地域において、自立した日常生活及び社会生活を営むうえで、今日集まりの各関係機関の皆様と連携し、相談支援の強化とその充実を図るため設置されている。

昨今では、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応できる地域生活支援拠点等の整備が急務とされている。

木更津市においても、本年度より、障がい福祉の総合計画である「第5次きさらづ障がい者プラン」がスタートし、相談支援体制の充実・強化や障害福祉サービスの質の向上等が盛り込まれた。

本会は、毎年、当プランの推進に着実な成果をあげており、今後も、計画推進と地域福祉の向上を図るため、積極的に活動していきたいと考える。委員の皆様には、専門知識と経験により率直な意見をいただけるよう協力を依頼し私の挨拶とする。

○副会長挨拶

微力であるが会長を補佐し頑張っていく。

議題2. 令和3年度専門部会活動計画（案）について

野中会長が議事進行を務める。

別紙の資料（各部会の「令和3年度活動計画（案）」）に基づき、①就労・生活支援部会を高橋部会長が、②こども部会を中頭部会長が、③権利擁護部会を河東部会長が、④居住支援部会を事務局の磯村事務局員が、⑤安心安全部会を石川部会長が、⑥啓発交流部会を土田部会長が説明。

○本件について質問・意見を伺う（野中会長）

なし。

活動計画（案）を活動計画とする。

報告1. 日中サービス支援型共同生活援助における市町村協議会

矢原事務局員より、別紙報告1資料に基づき説明がある。評価方法について、予め地域自立支援協議会会長が指名した協議会委員を追加した居住支援部会において評価・助言・

要望とすることを、令和２年度の全体会議で承認いただいた。これに伴い、全体会議・調整会議への報告は、年度末に行う会議にて実施結果をまとめて報告する。

令和３年度は、昨年度に評価した事業所について、再度、評価を行っていく。さらに、今年度中に開設する事業所についても協議会での評価を実施していく。ただし、事業者への評価・助言・要望は、市としては、慎重に様々な議論を行いたいため、今までよりも内容を充実させて検討を行うように努め、この居住支援部会だけでは、解決できない事案が生じた場合は、全体会議に諮ることとする。

報告２．第５次きさらづ障がい者プランについて

磯村事務局員より説明がある。本日配付した第５次障がい者プランについて、概要として主な点を報告する。

第５次障がい者プランでは、厚生労働省が障害福祉計画を策定するにあたり配慮されるべき事項を示した基本指針に即して、新たに２つの項目を追加した。

一つ目は、相談支援体制の充実・強化等である。相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みを着実に推進していくための実施体制を確保するということ。本市では、地域の様々な相談を受け止めることのできる総合的な相談支援体制の構築を図るため、関係機関による相談支援専門員向けの研修会の開催等を実施していく。

二つ目は、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築である。近年、障害福祉サービス等の多様化、事業所数の増加に伴い、利用者が本当に必要なサービスを適切に提供することが求められていることから、新規で追加された。本市では、研修等を通じて事業所間で障がい特性を理解し、的確なアセスメントの上で質の高いサービスの提供を目指す。また、請求に関する市町村審査を厳正に行い、障害福祉サービスの質を向上させる。

なお、第４次きさらづ障がい者プランの取り組み結果については、現在関係各課へ照会をかけているので、結果については、追って市のホームページにて公表する。

４．その他

委員からの情報交換等、特になし。

○質問・意見

▣石川委員：日中サービス支援型共同生活援助の評価について、今年度は昨年度開設した３法人について評価していくか。また、新しく始める法人があれば伺いたい。

▣磯村事務局員：開設してから１年以内に評価する必要がある。今年度も、１～２法人の開設予定があり、居住支援部会等で説明していく。